

資料番号	2
------	---

令和7年1月17日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年11月8日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年11月8日（金） 13：00開会

15：20閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	中 村 一 朗
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 欠席者

志々田 まなみ

3 出席職員

管 理 部 長	江 原 透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森 栄 理
理 事	榊 原 恒 雄
経 営 企 画 監	松 田 公 志
総 務 課 長	糸 崎 誠 二
秘 書 広 報 室 長	竹 森 潤 一
教 職 員 課 長	藤 井 典 之
施 設 課 長	渡 辺 誠 一
学 校 経 営 課 長	沖 本 勝 豊
教育支援推進課長	桑 原 智 津 子
義務教育指導課長	松 尾 真 理
個別最適な学び担当課長	蓮 浦 顕 達
高校教育指導課長	小 野 裕 之
豊かな心と身体育成課長	黒 田 康 弘
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山 内 領 二

4 欠席職員

教 育 次 長 池 田 克 輝

教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

		頁
日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	報告・協議 1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	1
日程第 3	報告・協議 2 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」素案について	2
日程第 4	報告・協議 3 高校生の就職をめぐる状況について	8
日程第 5	報告・協議 4 令和 5 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について	9
日程第 6	第 1 号 議 案 令和 6 年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	15
日程第 7	第 2 号 議 案 懲戒処分の方針の一部改正について	15

篠田教育長： ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、菅田委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、内部検討を行う案件であり、第2号議案は、人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和6年広島県議会12月定例会に提出される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の懲戒処分の指針の一部改正については、公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

篠田教育長： それでは、報告・協議1、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、渡辺施設課長、説明をお願いいたします。

渡辺施設課長： 文部科学省が例年行っております公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果が10月29日に公表されました。本県の状況につきましても取りまとめましたので、御説明させていただきます。

まず、「2 校舎などの構造体の耐震化」についてです。

下表を御覧ください。本県における学校種別ごとに調査結果を記載しています。ほぼ耐震化は完了しておりますが、まだ耐震性がない構造体は、小・中学校で2棟、幼稚園で5棟となっております。次ページに、この耐震化未完了の具体の市町を記載しております。公立小・中学校の耐震化未完了の市町ですが、上の表のとおり、呉市となっております。耐震性がない棟数は2棟となっております。次に、幼稚園の耐震化未完了の市町ですが、下の表のとおり、福山市で、耐震性がない棟数は5棟でございます。

これらの耐震化が未完了の市町の今後の見込みですが、次ページを御覧ください。公立小・中学校について、上の表のとおり、呉市では耐震性がない2棟のうち1棟は、本年5月に仮設校舎への移転により未使用化済みでございます。残り1棟は、耐震補強工事が今年度末に完了する予定でございます。公立幼稚園につきましては、下の表のとおり、令和9年度までには完了する予定でございます。なお、これらの幼稚園は、統合の上、認定こども園化すると聞いております。

次ページを御覧ください。「3 屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策」です。

表のとおり、つり天井を有する22棟のうち、対策実施済みは17棟となっております。対策が未実施のものは、小・中学校で3棟、特別支援学校で2棟となっており、小・中学校は令和8年度中までに、特別支援学校は今年度中に対策済みになる予定でございます。

次に、「4 屋内運動場等のつり天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策」です。

表のとおり、耐震点検の状況は、全ての学校で実施されておりますが、耐震対策の実施率は、小・中学校及び幼稚園で低くなっております。この要因といたしましては、校舎などの構造体の耐震化を優先してきたこと、また、小・中学校の適正配置計画、統廃合等を踏まえて、対策を実施していく必要があることなどが挙げられております。

今後とも、関係市町に対し、構造体の耐震化完了予定年度に向けた対策の進捗状況を

随時確認するとともに、非構造部材の耐震対策についても引き続き働きかけてまいります。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ありましたら、お願いいたします。

細川委員： 以前もお聞きをしたことがあるかと思うんですが、3ページ、(4)と(5)、呉市、福山市のところで、設置者の方針の初めのほうに書いてあるのが、未使用化しますよということになっておりますが、未使用化、使用しないということにすれば、今回、耐震化が未完了というふうにカウントしないのか、それとも、やはり未完了というカウントになるのか、これは一体どちらでございましたでしょうか。

渡辺施設課長： 未使用化により完了ということになります。具体的に言いますと、新たに建てた、改築したところに生徒が移ってまいりますので、もう耐震化済みでない棟については、もう使わないと、使用しないということで、耐震化のほうは完了という整理になります。

細川委員： ありがとうございます。そういうことでありましても、この耐震化が未完了の建物がそこに残るとすれば、やはり危険といえましょうか、未完了のものが存在するというふうに私は思うんですが、撤去されるのか、それとも、残るのかというのは、いかがなんでしょうか。

渡辺施設課長： 3ページ(4)と(5)に記載している未使用化する施設については、解体するようになっております。

細川委員： 分かりました。ありがとうございます。

中村委員： 数年前は、耐震性がないというところが多くて、計画もいつまでかかるのかなという不安を覚えるような時期があったと思うんですが、随分耐震化が進んで、残りが僅かになってきているというのはいいことだと思います。とはいいいながら、まだ公立幼稚園では令和9年度までかかるということですから、幸いこれまでは地震による被害はないとはいいいながら、通わせている保護者は不安になることでもありますので、随分働きかけていただいた結果、こういうスケジューリングがされているだろうと思いますけれども、最後にも書かれているように、今後の進捗については、確認をしながら、この計画どおりに進むように御指導いただければと思いますので、よろしく願います。

篠田教育長： ほか、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、以上で、本件の審議を終わります。

報告・協議2 「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」の素案について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議2、「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」の素案について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。報告・協議2によりまして、広島県子供の読書活動推進計画（第五次）の素案について御説明いたします。

8ページの施策イメージを御覧ください。本計画の骨子につきましては、7月12日の教育委員会会議で御了解いただいております。こちらは、その内容を図としてお示ししたものでございます。第五次計画では、基本理念に基づき、目指す子供の姿を明確に示しております。そして、その実現に向けて、その下の楕円でお示ししております、絵本に触れる機会の充実等の五つの重点を意識しながら、第四次計画から引き継ぎました三つの柱、「本に親しむ」、「目的に応じて読む」、「本から学び考えを深める」の取組、また、土台となる「人的整備の充実」、「物的整備の充実の環境整備」の取組を推進して参ります。

素案は、7月の教育委員会会議で、教育委員の皆様からいただきました御意見を踏まえ作成しております。本日は、その点を中心に御説明させていただきます。

それでは、まず、主な御意見といたしまして、4点ございました。

1点目は、乳幼児期の読み聞かせを推進する取組や読み聞かせる本の中身の充実が必要であるという御意見でございます。

こちらにつきましては、10ページ、具体的な取組一覧の4を御覧ください。重点としております絵本に触れる機会の充実に係る新規の取組といたしまして、ネウボラ等と連携して、乳幼児健診等の場で絵本の読み聞かせを実施することを記載いたしました。これまで取組ができていなかった乳幼児健診における絵本の読み聞かせですが、まずは、

来月、12月13日に府中町で行う予定としております。その際、乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方である「遊びは学び」に関する保護者向けの啓発資料を提供しながら、無理なく楽しく読み聞かせを行うことなどをお伝えします。こうした取組を順次拡大してまいります。

また、読み聞かせる本の中身の充実につきましては、その下、5を御覧ください。これまでも「絵本の配達便」を行っておりますが、園・所等における読書環境が整うよう、物語絵本、科学絵本や図鑑など、様々な種類の図書の貸出しの取組を一層充実させてまいります。

2点目は、学校や児童生徒が電子図書のよさを実感し、活用が促されるような取組が必要であるという御意見でございます。

こちらにつきましては、11ページの具体的な取組一覧の1を御覧ください。重点、電子書籍の充実に係る取組になります。学校における1人1台端末を活用しました電子書籍による読書活動について働きかけを行うとともに、好事例等を情報発信してまいります。例えば県立図書館の青少年のための電子図書館「With Books ひろしま」を活用した取組や、1人1台端末を活用した読書記録等、本や資料を活用して自分の考えを表現する取組を推進してまいります。

また、24ページ、物的整備に関連する指標の2を御覧ください。公立図書館と連携しまして、電子書籍が借りられるようIDを付与することを学校に働きかけることで、電子書籍を活用できる環境が整っている学校の割合を引き上げていきたいと考えております。

3点目は、校長への働きかけも大切ではあるんですが、学校司書等、専門的な知識を持つ人材の整備に引き続き取り組むことが必要であるという御意見でございます。

19ページへお戻りください。具体的な取組一覧の2を御覧ください。学校司書の配置につきましては、小・中学校は、引き続き拡充の働きかけを、高等学校は、拡充の方向で進めてまいります。21ページ、人的整備に関連する指標の2を御覧ください。学校司書の配置について、小・中学校は90%、高等学校は80%を目指してまいります。

また、19ページに少し戻っていただきまして、具体的な取組一覧の1を御覧ください。あわせて、組織的、計画的な図書館運営が行われるよう、管理職研修において働きかける等の取組も新たに進めてまいります。

最後、4点目は、本を手に取りたくなるような環境の整備が大切であるという御意見です。

こちらについては、22ページの具体的な取組一覧2を御覧ください。魅力的な図書環境づくりの取組としまして、県内の子供の読書活動優秀実践校・園の取組や、学校教育目標の実現に向けた学校図書館整備の好事例を司書教諭等の研修や夢あふれる学校図書館の公開等で広く普及することを充実してまいります。先進的な取組を進めている学校の事例を発信することによって、児童生徒が落ち着いて読書を行うことのできる、知的好奇心を醸成する学校図書館となるよう働きかけてまいります。

以上のような取組について、関係機関と連携して実施し、計画期間中であっても、内容や取組の達成度等について点検及び評価を行いまして、必要に応じて見直しを行ってまいります。

今後の予定といたしましては、12月のパブリックコメントの実施を経て、令和7年2月中の完成を目指して作業を進めてまいります。

説明は以上です。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

御説明いただいた中で、8ページの施策イメージのところに描いてございますけども、真ん中に、本に親しむという柱が、色が濃く、背が高く描かれているということは、まずはここからかな、ここから読書ということが始まっていくのだなと思うんですけども、そういう意味では、園・所で読み聞かせをさせて、ほぼ毎日実施しているというのが97.5%で、ほぼ100%に近い園・所で行われていると書かれておりまして、非常にいいことだなと思います。その中で、例えば家庭で保護者の方が読み聞かせをすることが課題ですよというのも一面書かれておられるというところが、気がかりと思ひまして、今もやっていただいているところはありますが、例えば小学生、中学生、高校生が幼保に向向いて読み聞かせるとか、小学校で読み聞かせをすとかといった活動をされている学校もあると聞いていて、そういうところを保護者と一緒になってやるといったことがあ

れば、なお充実するのではないかなと思っています。そのところの働きかけといいたししょうか、取り組んでいただければなと思います。

もう1点は、4ページの2の本に親しむ、それから、目的に応じて読むというところの実績の高校のところ、小・中に比べまして、例えば全校一斉の読書活動を実施しているというところだと、小が92.9%、中が92.5%に対して、高が47.5%、その下、その下のところの項目もそうでしょうけど、高校になるとちょっと数字が、目標に比べて半分以下ぐらいに落ち込むのかなと思っています。いろいろな高等学校を学校訪問させていただいて、全部の高校でなくてもよろしいと思うんですけども、小さい、幼保の頃から読書に親しんでこなかった高校生がいるとしたら、やっぱり高校でも一斉の読書活動というのはされたらどうかということも思いますし、読書が全てとは申しませんが、今井先生の本などを読ませていただくと、やはり読解力とか、問題の意味をまず理解するというのは、読み聞かせに始まってやはり読書活動というのは大きな力になるんじゃないかということをも思うんですけども、そう思うと、いつやっても遅くはないので、いつからでも遅くはないということを思いますと、高校生でもやはりそういう学校で読書活動を取り入れるというのは、今後必要になってくるんじゃないかなと思うのですが、以上2点、いかがでございましょうか。

山内生涯学習課長： まず、最初の御質問の保護者と一緒になって読み聞かせをするような働きかけについてお答えをさせていただきます。

御家庭での読み聞かせにつきましては、このたびの五次計画で、指標を設けております。12ページになります。「本に親しむ」の成果指標の1番目として、「週に1回以上読み聞かせをしている保護者の割合」と設定しており、これが75%以上となることを目指して取り組みたいと考えております。これは、年少児から年長児の保護者の方の行動になります。現在の現状の値はございませんけれども、我々としましては、園・所からも働きかけをしつつ、保護者の方にも読み聞かせの楽しさや良さをお伝えしていく必要があると思っています。そのための具体的な手段の一つが、先ほど説明をさせていただいたネウボラ等の連携です。乳幼児健診の場などで、読み聞かせの楽しさや、御家庭でも無理なく取り組んでいただけたといったことを実感していただいて、広げていく。そうした取組をこれから進めていくことで、御家庭の中での読み聞かせの機会の拡充も図っていきたいと思っています。

あわせて、その12ページの下の参考指標の1番目になりますけれども、「保護者に対し、おすすめの絵本や物語などを紹介している園・所の割合」ということも指標化しております。こちらは、園・所における働きかけの方法の一つでございますけれども、園・所からも保護者に向かって絵本の読み聞かせのよさをお伝えしていただくことで、家庭教育支援と園・所側の働きかけ、両方から御家庭における読み聞かせの機会の充実につなげてまいりたいと考えております。1点目は以上でございます。

小野高校教育指導課長： 高等学校の読書活動の年間指導計画に基づいて、教科等の指導に関連して、読書活動を推進している学校の割合、これが39.0%にとどまっているというところ、それから、さらに、本に親しむというところの欄でいきますと、上から3段目のところで47.5%にとどまっているという、この2点の御指摘であったかというふうに承ります。

まず、読書活動の年間計画に基づき、教科等の指導に関連しての読書活動というところなんですけども、39.0%にとどまっているのが、これは学校経営計画、校長のほうで定めております学校計画に基づいた学校図書館の利活用が十分進んでいないということで、令和5年度では、学校図書館の全体計画が十分に策定されておらず、県全体では39.0%にとどまっているということであり、まず、図書館の全体計画の策定が十分できていないということがその要因の一つ。

それから、もう1点の全校一斉の読書活動の状況でございますけども、これが47.5%にとどまっている。これは校数では38校なんですけども、これにとどまっておりますのが、全校一斉の読書活動ということで、行っているのが約半分に届いていない。さらに、毎日全校で一斉の読書活動をしているかどうかについては、12校にとどまっております。このように、現状が非常に低い値にとどまっている一つの原因としましては、平成30年度から令和5年までのところの推移を見たところ、ちょうどこの間にコロナ禍があり、その中で、これまで継続してきた一斉の活動、これが一旦途切れてしまったところがあります。例えば図書館がなかなか開館できないということで、貸出しが難しくなった。あるいは、教室の中に置かれていた図書が一旦、多くの人に手に触れるということで撤去せざるを得なくなった。それから、コロナが終息しつつある中で、一旦、学校の図書

館等が開館になってくるんですけども、朝の一斉読書の時間に健康観察をする必要が生じたりとかといったことや、同時期にＩＣＴの導入が重なったということが原因となっているというふうに考えてます。こうした状況があるということはあるんですけども、これに対して、やはり生徒たちがしっかり本に触れていくということは大変重要だというふうに認識しておりますので、まず、学校図書館の全体計画を策定するという目標をしっかりと立て、学校のほうにこれを促進していくということ、それから、興味があることについて、自分で調べたり確かめたりするという活動を促進するような、授業と関連づけた学習活動をしっかりと推進していきたいと考えています。以上でございます。

細川委員： ありがとうございます。月に１冊も読まないということでお調べをいただいたりもしているんですけども、どうでしょう、私が思うには、本を主体的に読む、自分が読むということと、それから、ここで今申し上げた読み聞かせをする、相手に伝えるということと、読書というのは、そういう２種類といえましょうか、あるような気がするんですけど、読み聞かせをするときに、聞いているほうも読書をしたことにならんかなというような気がするんです。例えば小学校の低学年の子が１冊も読まないとしたら、高学年のお兄ちゃん、お姉ちゃんが読み聞かせをしたときに、どっちも１冊読んだことになるよというようにことのお考えというのは、何かお持ちでしょうか。そういう読書をするということについて、読書するかしないか、１冊も読むか読まないかというふうにお問い合わせされるとしたら、それは読んだことになるんじゃないかなというような気がするんですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： ありがとうございます。御指摘のことは、ごもっともだなと思いつつ、問い方としては、やはり自分が読んだかということで、今は問うている状況です。実際に、まだ文字が読めない乳幼児、幼児については、読み聞かせするという形で今は読書活動を進めているという状況でございます。ただ、そうやって小さいときから、そういった絵本に触れるとか、本に興味を持つような体験を積み重ねることで、じゃあ、自分でちょっと手に持ってみようかなとか、だんだんと、ちょっと厚みのある本に興味を示して、読んでみようかなというふうには読書の質も深まってくるかなと思っておりまして、現時点での調査としては、そういった形で今は把握しております。

中村委員： 改めて、この第四次の成果指標を見てますと、なかなか憂慮すべき状況だなと感じます。特にこの１冊も本を読まない子供の割合、小・中・高とも、改善というよりは、むしろ悪くなっている状況ですので、やはり本に親しむところから対策をしっかりと打っていかないといけないのかなと改めて思います。

一つは、先ほどから話にも出てます、乳幼児期で読み聞かせということで、ネウボラと連携したといったようなことも盛り込んでいただいているということで、ありがたいと思います。自分で読めるようになってくる小・中・高以降でいうと、読まなくなった要因が５ページにもＳＮＳとか、メールとかでたくさん時間使ってるということが書いてあるんですが、本当はそういう時間を制限するみたいなことも言ったほうがいいんだらうと思うんですけど、この計画にはなじまないと思いますので、であれば、やはり本の魅力をしっかりと伝えるということに尽きるのかなと思います。それについても、先ほどの御説明では、本を手に取りたくるような環境の充実ということで、２２ページの御説明もいただきました。好事例の共有をぜひしてもらいたいと思いますし、その上の１番目に書いてあります、２２ページの適切な廃棄、更新等々という、これも当然、何か所か書いてありますけれども、ぜひやっていただかなくちゃいけないことだと思います。ただ、これら、書きぶりなのかもしれませんが、何か各学校でしっかりとやってくださいという内容に読めるんですけど、もっと県教委がこれまでやってきた図書館リニューアルみたいなことをもう少し踏み込んで盛り込むということができないのかなと、ちょっと感じてます。それが意見です。ちょっと難しいのかもしれませんが、財政支援的なことになるのかもしれないし、好事例の共有みたいなことになるのかもしれませんが、少し具体的な図書館の魅力向上、あるいは、子供が来たくるような、あるいは、手に取りたくるような本を増やしていくといったような点で、もう少し県教委としての支援について、踏み込めないのかなという意見というか、感想です。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。やはり本を手に取りたくるような環境づくりというのは、今言っていたような図書館リニューアルの取組において今ノウハウとして共有されておりまして、多くの学校で、学校の図書館の在り方を校長が中心となって検討しており、いろんな新しい取組も行われております。先ほど読み聞かせということも言っていたかもしれませんが、図書委員会を動かしながら、その図書委員会の生徒たちが

中心となって、地域の小学校に出向いて行って、読み聞かせをする、こういった活動を進めております。特に不読率が低い学校、本を比較的によく読んでる学校の取組としては、朝読を時程に入れて、確実に実施していこう。それから、先生方もその意識を共有していこうということと、図書館だよりを毎月、丁寧に発行していこう。あるいは、読書計画を学年ごとの貸出冊数の目標にするとか、あるいは、探究学習の中で書籍を扱う機会を増やすと、こういった取組を図書館リニューアルと併せて、セットで行っている状況があります。先ほども言っていたような施設をいかに整備するかというのは財政的な問題もあるので、継続的にどれくらいできるかというのは、今、この時点で申し上げることはできないんですけども、実際には、そのノウハウという面でいいますと、かなりのノウハウが蓄積されておりますので、これをしっかり教育委員会のほうから、これまでよりも多くのチャンネルを使って共有していけるように、成果を普及していけるように努めたいと考えております。

中 村 委 員： 引き続きぜひ御指導よろしく申し上げます。

松尾義務教育指導課長： 小学校、中学校の図書館の充実となると、これはもう市町の責任になるんでしょうか。おっしゃるとおり、特にリニューアルに関しますと、予算が必要になってきますので、こちらについては、各市町教育委員会の取組になるのかなと思います。実際、独自にそういったところに力を入れて取り組んでいらっしゃる市町はございます。県教育委員会としてできることとしましては、やはり公立図書館、特に県立図書館から本を配達するという、そういった取組をしっかりと周知をして、活用していただくことで、充実させていただくということ、あわせて、先ほども申し上げました先進的に取り組んでいらっしゃる学校図書館の見学会を開催しております。その中で、本の魅力を発信するという視点で申しますと、大人、先生からの発信だけでなく、子供司書であったり、図書委員の子供たちから本の魅力を発信するであるとか、学習、授業の中で読んで、面白かった、興味を持ったというような本を全校的に紹介するような取組をする、そういった事例もございまして、そういったものを広く周知することで、本の魅力を発信するということを広げていきたいと考えております。

中 村 委 員： ありがとうございます。小学校、中学校の図書館のほうも、そういった先進事例、好事例の共有をぜひしていただければと思います。よろしく申し上げます。

菅 田 委 員： 12ページの上の表の1番・2番の現状値について、これは未調査ということで数値がないと思います。特に「週1回以上読み聞かせている保護者の割合」を、目標値75%以上（年少から年長児）と書いてあるんですけども、これは、実際に調査が可能なのかどうかということと、75%の根拠と、それから、本当にこれは数値目標が必要な項目なのかどうか、そこら辺のお考えをお聞きしたいです。

山内生涯学習課長： この75%につきましては、確かに今実態としての数値はございません。参考にさせていただきましたのが、文部科学省の実施する学力・学習状況調査の中で数年に一度行われている保護者調査です。令和3年度の実績になりますが、6年生の保護者の方3万人を対象に、小学校に入学する前の時期にどの程度、絵本などの読み聞かせをしましたかという調査が行われております。小学校に入学する前の時期の特定はされていませんが、ほぼ毎日から、週に一、二回程度したという幅の中でお答えがあったのが68.9%という数字です。全国的にはこれが一番実績のある調査かなと思っております。約7割の保護者が就学前に読み聞かせをされていたという調査結果がございました。これを広島県としては5ポイント以上上回るという大きい目標ではありますが、75%を目指して取り組んではどうかと思っております。先ほど、申し上げたとおり、これは6年生の保護者の方を対象にした調査ですので、今現在、年少から年長児を対象にどれくらい読み聞かせをしているかということについての全国調査はありませんが、我々としては、毎年、園・所に対しては、抽出の形で調査をさせていただいておりますので、それらの園・所に御協力をいただき、そこに通われている園児の保護者の方へアンケート調査票をお渡しをしていただく。任意になりますけれども、その保護者の方から御回答いただいた数字を毎年度追いかけるようにしたいと考えております。以上です。

菅 田 委 員： 分かりました。ありがとうございます。

小田原委員： 3点ありまして、読書活動について、大切だということはよく分かるんですが、翻って自分のことを考えると、学生時代、私は全く本を読まなかった学生でして、学校でも図書週間もあったし、読書感想文書きなさいみたいなのもあったけれども、粗筋まとめて適当に出すみたいな典型の生徒でした。どうしてそんなことをしてたのかなと考えると、本を読むということがそもそも分かってなかったというのが大きくて、つまり、本

を読むというと、1冊を通読しなければならないし、そこから必ず何かを読み取らないといけない、学び取らないといけないというプレッシャーもあり、読むこと自体のハードルがとても高かったんです、もしかしたら、今の子どももSNSの時間が取られてるからどうのこうのとか、いろいろありますが、そもそも本を読むってどういうことかが分かってない可能性があると思っていて、別に通読しなくてもいいし、好きなところを100回読んでもいいし、そこだけページ破れてもいいし、どんな読み方をしてもいいんだよというところ、そのハードルを下げるというところを何か指導してもらえるようなことがあれば、読むのかもしれないなと、ちょっと自分のことを振り返って思いました。

2点目で、読み聞かせに関してですが、私が本を全く読まなかったということを反省して、我が子にはかなり本を読んでいます、母子手帳をもらうときも、保健師さんとかとお話をするときも、別に本の話って出てこないんです。本を読みましようという働きかけをしてもらったことはなく、自分でネットや、それこそ本などで情報を得て、ああ、そうか、そうか、読ませなきゃなと思ってやっているというところなので、自分から学びに行こうとする保護者でなければ、読み聞かせが大事だねというところに気づけない可能性があると思っています。なので、乳幼児健診とか、そうしたところだけではなくて、もっと接する、母子手帳を渡す段階からでもいいと思うので、読み聞かせをしましようとか、実は電子書籍は図書館であるんですよとか、そうした広報をしたほうがいいのではないかなと思いました。

あと、週1以上読み聞かせをしている保護者の割合とありましたが、私の子供が通っている幼稚園では、毎週金曜日に必ず本を1冊借りてきて、月曜日に返却をするという活動をしています。我が子が一生懸命選んできた本なので、園に通っているお母さん方は一生懸命読ませているのではないかと思います、そうした活動をしていくと、恐らくこの年少から年長児で75%という数値は、園の協力がいただければ、結構いけるのではないかなと思いました。

あと、三つ目なんですけど、多分子供たちに、児童生徒さんに対するアンケートの話だと思うんですけど、例えば18ページとかで、18ページの1、本を読んで知りたいことが分かったり、自分の考えを広げたりすることがある、イエス、ノーというアンケートではないと思うんですが、どういった項目を具体的に聞いてらっしゃるのかなと思いついて、アンケートの一例なんかを教えてくださいました。以上です。

松尾義務教育指導課長： まず、最初に御指摘をいただきました本を読むことということについて、通読することをもってそのように理解している子がいるんじゃないか、もっといろいろな本を読むということがあるんじゃないかという御意見だったかと思えます。

そのことについては、本当におっしゃるとおりだと思っています。特に入り口のところ、まずは、ちょっと持ってみよう、本を手にとってみようというような子供たちにとっては、そういったいろいろな読書の在り方があるということ併せて伝えていくことは非常に大事だと考えておりますので、そういったことも含めて、様々な研修等を通じて発信してまいりたいと考えております。

もう1点、アンケートの項目についてなんですが、例えば小・中学校におきましては、本を読むことで知りたいことが分かったり、自分の考えが広がったりすることがありますという問いに対して、4件法で答えるような形になっております。以上です。

小野高校教育指導課長： 高等学校のほうも、アンケートのほうは、同様の調査項目で、本を読んで自分の生き方や社会との関わりについて考えることがあるということに対して、よく当てはまる、それから、当てはまる、あまり当てはまらない、当てはまらないというような、まさに4件法で、同じような質問をしております。

それから、本の読み方の指導についても、授業のみならず、様々な場面を捉えて、読むことの大切さを意識させるような、このたびの質問紙調査も、実は項目を一部改定をしまして、本を読むことに意義があるという項目を加えたところでございます。実際に本を読むことが意義があるからという形で、生徒たちに伝えるというよりも、実際に何らかの体験を通して、実際には、その入りのところは、コンクールに参加するというものかもしれません、いろんな場面を通して、そこで体験したこと、生徒たちが実際に読んだ本の作者の考えに触れて、あるいは、それを通して、仲間とディスカッションする中で考えが深まった、そういった教育活動の段階があると思うんですけども、場面や段階を捉えて読み方の指導を実際に行っているところでございます。以上です。

山内生涯学習課長： 2点目に御質問をいただきました、保護者の方への読み聞かせの機会を捉えての働きかけということで、先ほどネウボラの取組を詳しく御説明をさせていただいたところで

すが、これまでも、読み聞かせに関する働きかけを様々行わせていただいております。一つには、我々、読み聞かせも含めて、「遊びは学び」ということを保護者に体験的に理解していただくため、様々な場所でイベントをさせていただいております。できるだけ多くの方に触れるために、ショッピングモールなどでイベントを開きまして、私自身もそうですけど、乳幼児教育担当の重森部長も一緒に、直接、保護者の方々に読み聞かせの意義などをお伝えさせていただいております。

それから、母子手帳アプリ「母子モ」の中で、読み聞かせのイベントや、有効性などについて発信をさせていただいております。

また、我々は啓発資料も作らせていただいておりますので、家庭教育支援や子育て支援のボランティアの方々にも御協力いただき、読み聞かせの場などで、読み聞かせの意義などをお伝えさせていただく。さらに、県立図書館におきまして、月に1回以上のペースで、「けんりつ・おはなし会」という形で、読み聞かせの場を設けさせていただくなど、取組を進めておりますが、そうすると、どうしてもその場においでいただいた方には接することができるのですけれども、そういう場になかなか参加されない御家庭も多いと思います。そのため、今度は、乳幼児健診のような、どなたにでも我々の情報を伝えさせていただけるような場を有効に使わせていただいて、少しでも多くの方に読み聞かせの意義や効果をお伝えできればと思い、取組を進めていこうと考えております。

中 村 委 員： 小田原委員の御意見に少し関連するんですが、私もこの成果指標の1か月に1冊も本を読まない子供の割合というところで、1冊というのはやっぱり最後までちゃんと読んでやっと1冊なのかな、どうなのかなというのを少し感じました。私自身も本読むの嫌いではないんですが、何回も読む本もあれば、せっかく買っても途中で挫折して読まなくなった本もたくさんありますので、ちょっと引かかったのが、質問としては、やはり読み切って1冊というカウントをここではされているということ、あるいは、特に基準も設けてなくて、答えに任せてるということなんでしょうか。

松尾義務教育指導課長： こちらの問いの根拠になっている質問としましては、1か月の間に何冊くらい本を読んでいますかという問い方をしております。答え方として、1、読んでいない、1冊より少ない、1冊以上、3冊より少ないというような形で聞いているような状況でございますので、その1冊をどのように理解しているかという注意書きというものは示していないというのが現状でございます。恐らくは1冊読み切ったというように捉えているのではないかと推察します。

中 村 委 員： ごめんなさい、細かいことですが、今のだと、読まないのと、1冊未満、1冊以下、1冊未満という答えもあるのであれば、その差は多分、1冊以上とあるのであれば、何となく分かりますよね。すみません、分かりました。全部読むというと、やっぱり少しハードルは上がるかなという気が私もします。すみません。

篠田教育長： 他に御意見、御質問はありませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3、高校生の就職をめぐる状況について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議3、高校生の就職をめぐる状況につきまして、小野高校教育指導課長、説明をお願いします。

小野高校教育指導課長： 就職をめぐる状況について御報告をいたします。

まず、今年度の高校生の就職慣行につきましては、前年度に引き続きまして、選考開始日が9月の16日以降、複数応募可能時期は10月1日以降となっております。

それでは、資料1の(1)設置者別就職内定状況の表を御覧ください。令和7年3月に広島県内の国公私立高等学校を卒業予定の生徒につきまして、9月30日現在の就職内定率は61.7%でございました。前年度同期の57.9%に比べまして3.8ポイント上昇しております。

また、未内定者数につきましては、就職希望者数2,356人から就職内定者数1,454人を引いた902でございます。前年同時期の1,008人よりも106人少ない状況でございます。

また、表の3行目を御覧ください。県立高等学校のみの就職内定率は、9月30日現在で66.8%となっております。前年同期の60.3%に比べまして6.5ポイント上昇しております。

それでは、次に、2の表を御覧ください。広島労働局の調査によりますと、本年9月

末時点における県内の高校生向け求人数は、前年同期よりも468人多い1万1,092人となっております。これに対する求職者数は、前年同期から21人少ない2,264人であるため、求人倍率は4.9倍となっております。この値は、広島労働局が統計を取り始めた平成4年3月卒以来、過去最高の求人倍率であることから、本年度の高校生をめぐる雇用情勢は好調であると捉えておりますが、同時に早期離職を防止する取組の必要性も感じているところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き各学校において進路指導主事やジョブ・サポート・ティーチャー、就職指導支援員が連携をして、面接などの対応に係る情報などの共有を図るほか、二次選考を行う企業を早期にリサーチをしまして、二次選考に向けた取組の実施や、未内定の生徒一人一人と丁寧な面談を行うとともに、内定者に対しましても就職内定者支援講習会を実施するなど、就職を希望する生徒全員の進路実現及び早期離職の防止を図られるよう、指導、支援を行ってまいります。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

小田原委員： 今、就職率の説明などいただきましたが、目標数値みたいなのはあるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 明確に何％増加をさせる、そういった目標値を明確に示して取組を進めているというわけではありませんけれども、実際には、年度末に関係機関が集まって、前年度に引き続き、次年度も広島県全体で取り組む取組の方向性は共有しながら、前年度以上に実績が出せるように、それぞれの生徒にも関わり、こういったことが必要かということは一緒に検討していくという会は設けております。

中村委員： 就職内定状況については、御説明のとおりで、非常に求人倍率も上がっている、高校生にとってはいい環境になってきているということだと思うんですが、この就職活動、高校生の就職活動の慣行のところなんですけど、9月末までは1社という状況で、この内定率が、前年より改善したとはいえ、全体で61％、県立で66％ということの意味がどうなのかなとちょっと考えてたんです。この中身というのは御存じなんでしょうか。つまり、希望者2,356人は、基本的にもう希望しているので、1人1社受けてのこの結果ということでしょうか。この61％内定というのは、企業に不合格になったのか、それとも、高校生がやっぱりやめとこうになったのか、そういった内訳というのはお分かりなんでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今、言っていただきましたように、高校生の就職活動は、9月16日から開始をいたしまして、この調査自体が9月の末時点の数値でございますので、実質には2週間の間の就職希望者の内定状況になります。この2週間の間に61.7％が内定を得ることができている。先ほど申しましたように3.8ポイント、昨年度と比較して上昇しているという状況です。実際には未内定者902人についての状況ですけども、その9月末の時点で3分の2に当たる602名が受験手続中又は結果待ちの状態であるというふうに把握しております。あくまで9月の末時点ですので、今後も学校の状況をしっかり把握してまいりたいと考えております。

中村委員： 分かりました。であれば、前年等の数値を比べればということですね。ありがとうございます。

篠田教育長： 他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

篠田教育長： 続いて、報告・協議4、令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について御報告いたします。

資料1ページには概要を、資料2ページ、3ページには、5年間の年次推移をグラフにし、3ページの下には、各項目の諸課題の数値のピーク時との比較を表にして示しております。

2ページ、3ページのグラフを御覧ください。令和5年度の調査結果の概要としまし

ては、3の長期欠席児童生徒数は、令和4年度まで計上しておりました新型コロナウイルス感染回避の項目が削除されたことに伴い、数値は減少しておりますが、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数、中途退学者数のいずれにおいても前年度と比較して増加しております。

令和5年度の生徒指導上の諸課題の特徴として3点御説明させていただきます。

まず、特徴の1点目は、暴力行為発生件数の増加でございます。

暴力行為発生件数は、小学校、中学校、高等学校、それぞれの校種で増加しております。暴力行為の発生件数が増加した要因については、教職員が児童生徒や学校環境の小さな変化も見逃さず、丁寧に関わり、軽微な段階で認知し、適切な指導、支援を講じたことが発生件数が増加したことの要因であると考えております。

暴力行為の内訳を見てみますと、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の中で、特に器物損壊が前年度比で増加しております。市町教育委員会からの聞き取りによりますと、人間関係、学習のつまずき、家庭環境などが起因する不安や悩み、ストレスがきっかけとなり、感情をコントロールすることができず、校内の掲示物に傷をつけることや、机や壁に自分自身を卑下すること、他者を誹謗中傷することを書くなどの行為が増加傾向にあり、いじめや重大な事態を未然に防止することを目的として、積極的に計上してきたことが上げられました。

また、加害児童生徒の状況を見てみますと、小学校では高学年、中学校、高等学校では1年生において発生率が高くなっております。こういった傾向は、小学校高学年においては、発達個人差も顕著になり、体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期である一方で、自己に対する期待や不安、悩み等を抱きやすくなる時期でもあることから、改めて自分自身が大切にされていると児童が実感できる教育活動の充実に向けて取組を推進することが必要であると考えております。また、中学、高等学校1年生については、環境の変化が増加の要因と考えられます。対策としては、校種間連携を充実させ、個々の状況に応じた切れ目のない支援につなげるための情報共有や環境の変化に伴う不安等の解消に向けた取組、入学直後の人間関係構築プログラムの実施や暴力行為が生じやすい長期休業前後に計画的な面談や学習、学校生活に係るガイダンスを設定するなど、取組の一層の充実が必要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も特別活動や道徳科の授業等において、自他のよさを認め合う場面を意図的、計画的に設定するなど、未然防止の取組を充実させるとともに、課題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関等との連携するなどして、児童生徒一人一人の特性を踏まえた計画的、組織的、継続的な指導、支援を行ってまいります。

2点目は、いじめの認知件数の増加でございます。

いじめの認知件数は、小学校、中学校、高等学校で増加しております。本県では、各学校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止委員会において対応を検討し、組織として確実に認知を行うとともに、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめを見逃さず、いじめられている子供の心に寄り添った指導を行うよう指導してまいりました。

認知したいじめの態様を見てみますと、認知したいじめ事案の半数以上が冷やかし、からかい、悪口となっており、次いで、軽くぶつかられる、遊びの中でたたかれる、蹴られるといった行為となっております。これらは、学校がいじめを積極的に認知することで、軽微な暴力行為を見逃さず対応していると捉えることができますが、一方で、直接、相手に危害を加える行為は、事案の軽重にかかわらず、毅然とした対応が求められ、必要に応じて、警察等、関係機関との連携を行う必要があると考えています。

また、各学校におけるいじめ発見のきっかけは、本人の訴え、保護者の訴えが増加しており、計画的、定期的な面談やスクールカウンセラー等との専門的な連携により、安心して相談できる教育相談体制が機能していること、加え、本人を除く児童生徒の訴えが増加しており、いじめや、いじめにつながる言動について、周囲の児童生徒がいじめの傍観者とならず、教職員等に相談したことをきっかけに積極的な認知につながったことも数値が増加した一因と捉えております。

今後もしじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒がいじめに向かわない態度を身につけるよう働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動などを通じて、いじめの未然防止の充実と、認知したいじめの解消に向けて、組織的な対応を図ることができるよう取り組んでまいります。

特徴の3点目は、不登校児童生徒数の増加でございます。

不登校児童生徒数は、全国と同様に、本県におきましても、全校種で増加しており、前年度の状況と比べ、増加率は抑えられているものの、依然、増加傾向にあります。

不登校児童生徒の状況について、学級担任などが把握した事実といたしましては、国の調査結果においては、学業不振や友人関係、また、学校生活に対するやる気が出ないことや生活リズムの不調に関わる相談、親子の関わり方に関する情報があつたという割合が高い状況であり、本県においても同様な傾向が見られております。これらの結果、さらには、市町教育委員会への聞き取りから、増加の背景といたしましては、学校において、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援が十分でなかったこと、また、保護者の不登校に対する考え方の多様化、生活環境の変化等が影響しているものと捉えております。

また、欠席日数が90日以上を割を見ると、小学校では約4割に対し、中学校では6割に増加しており、学年が上がるにつれて、欠席が長期化する傾向が見られていることから、より早期の段階での取組が必要であると考えております。

本県における不登校SSR推進校におきましては、個々の状況に応じた目標や支援の手だてを記載した個別のサポート計画を作成し、面談等による保護者との共通理解を図った上で、きめ細やかに支援を実施しており、その結果、不登校の増加率が県全体と比較して低く抑えられており、一定の成果があつたと捉えております。

今後は、こういった不登校SSR推進校において、これまで積み重ねてきた配慮が必要な児童生徒への適切な指導や必要な支援、保護者との共通理解、早期の段階での外部の専門機関との連携の在り方などの知見を県内の各学校、市町教育支援センターへ広く普及していく取組を一層充実させていくことが必要であると考えております。

また、これまでの取組をより充実させていくことに加えて、誰もが大切にされると感じられる安心・安全な学校風土、学級風土の醸成、成就感や達成感を持てる授業づくりなど、新たに不登校となる児童生徒を生まないための取組を重視し、引き続き不登校等児童生徒の社会的自立を支援してまいります。

説明は以上です。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたら、お願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。

まず、一つ質問なんですけど、この長期欠席児童生徒数が減ってますけれども、不登校の児童生徒数は増えているというところなんですけど、長期欠席の基準というのがちょっと、すみません、よく分かってないんですが、長期欠席の人が欠席し過ぎて不登校に移っているというようなことがあつたりするんでしょうか。

運営個別最適な学び担当課長： 長期欠席の数につきましては、不登校の数を含んでおります。長期欠席数については、不登校を理由にするもの、また、病気を理由にするものがあるとか、あるいは、家庭の状況を理由にしたものを含めて、長期欠席になっているという調査をされております。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数が増えているということで、すごく憂慮すべき状況だと思うんですが、先ほどの御説明だと、暴力行為の発生件数については、認知というか、暴力行為かどうかの基準を厳しくしたとか、小さな変化を見逃さず、軽微な段階で認知したということでしたけれども、細かく分析されているということのようなので、そのとおりであれば、心配することでもないのかもしれませんが、やっぱりこの増え方、年々増えてきている、この状況というのが果たしてそういう分析だけでいいのかという不安というか、心配がありますので、もっと根本的な何か、何か変化が起きてないのかというところは、やっぱりしっかり見ていただきたいということが1点。

それから、いじめの認知件数のほうについては、同じような内容なんですけど、こちらについては、もうはっきりと、たしか平成30年のこのピークのときに、もういじめの定義というか、いじめかどうかという基準をこのときはっきりと緩めて、軽微な、まさに小さな内容でもいじめとしてカウントしましょうということで、広くそういう運動をした結果、激増をたしかしたんじゃないかと思うんですが、そうしたことがあって、一旦減って、また増えてきているという、この状況が、暴力行為発生件数と同じようなことになるんですが、冷やかしか、からかいとか、細かいことも積極的に認知して、把握してということはいいいことだと思うんですが、やっぱり何か大きな何か変化が少し起きているというようなちょっと気持ち悪さがありますので、そういったところの分析と、

今後の対策ということが大事になってくると思いますので、その辺りの御認識をもう一回お聞きしたいとともに、今後の対策、しっかりやっていただきたいなと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 暴力行為の増加につきましては、加害の側がどういった状態なのかというのを市町教育委員会で聞き取りをしております。暴力行為の増加の背景には、繰り返し暴力行為に向かう児童がいることが確認されており、そのため、件数が増えているといったことが要因であるというふうな報告もあります。これは、この子の特性にも関係することでもありますし、また、教員側からすれば、この子の接し方がよくなかったということで見直しを一緒にしながら進めることで減ったという事例もございます。そういったような取組を一つ一つ重ねながら、暴力行為の件数は上げて、解決に向けて進めているというのが現状です。

それから、いじめです。先ほどいじめの定義のことを少し言われましたが、いじめを疑うというようなことで、疑ったものも件数に上げてほしいというようなことです。ですから、ささいな暴力に近いもの、後ろから押したとか、足引っかけたとか、そういったことから、もう暴力の件数に上げてもらい、いじめも疑ってください。いじめ防止委員会で話をしてくださいというような取組を一つ一つ積み上げておりますので、その結果、数値は上がってはいるんですけども、学校のほうでは、取組を上げることで進めているということもやっていると、取組をしているということでございます。

中村委員： つまり学校現場で起きている暴力行為的なことであるとか、いじめ的なことの実態が年々どんどんひどくなっているということではないということですね。

黒田豊かな心と身体育成課長： 数が上がっているということは、やっぱり憂慮するべき事態だと認識はしているんですけども、そうやって学校では取り組んでいるし、私どもも数を減らささいというのと、実態が出てこない可能性があるのも、そういう指導はしておりません。ですから、しっかり指導ができるように課題を挙げてもらうという意味では、数字を抑えるということ、先ほども言いましたけども、言っていないので、そこら辺はこの数字をどう評価するかという、評価する側のことも考えられるんですけども、学校としては、決して荒れているわけではないです。

中村委員： 大きく劇的に変わっているわけではもちろんないと思うんですが、もちろん数字を減らせというのは、もう本末転倒であって、それはよくないと思います。方針としては、おっしゃる今の方針で正しいと思うんですが、とはいいいながら、年々どんどん基準緩くしているわけではないとすれば、やっぱり何か大きな何か潮流のようなものがあるような気持ち悪さがあると思うので、この評価をどうしていくのかということ、丁寧にというか、本質を誤らないような評価をしていく必要があると思いますので、そこはしっかりよろしくお願いしたいと思います。

黒田豊かな心と身体育成課長： 引き続き丁寧に対応するよにということで、指導を続けていきたいと思ひますし、先ほどちょっと言ひましたけども、数が、変動がすぐあるところが実はありますので、そういったところは、直接、県からも、県教委からも指導主事が派遣をしまして、一緒になつて取組を進めていきたいというふうな考へております。

小田原委員： 先ほどいじめの中で、軽くぶつかる、遊びの中でたたかれる、蹴られるみたいなのがあつたと思うんですけど、これと暴力行為のカウントの関係はどうなつてゐるのかなと思ひまして、お願ひします。

黒田豊かな心と身体育成課長： いじめとしてはカウントします。暴力があれば、暴力としてもカウントします。つまり両方にカウントということで、件数を見ていただいたら、大体いじめのほうが多い数字が上がつてゐると、そういった関係でござひます。

小田原委員： 例えば人とのコミュニケーションが難しく、思はず手が出るような性質の子が一定数ゐるとは思ひますが、そういった子で、繰り返したたいちゃうよというような子は、普通に考へると暴力だと思ひますが、繰り返しのところを取るといじめっぽくも見えてゐるんですけど、これ、こういう微妙な事案でどういふカウントになるんでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： まさにいじめの定義、先ほど言ひました、疑ひがあればいじめに入れていくと。なので、暴力のほうは、低学年、結構多いです。それは発達特性上あると思ひます。なので、カウントはして、課題を見つけていきたいと思いますというスタンスでいつもやつてゐますので、カウントがどんどんかさむ子もゐます。

小田原委員： ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

暴力行為にしても、いじめにしても、不登校にしても、何かどこかの段階できっかけ

といいますか、1年生の入学式のときにもう既に不登校の子もいらっしやると思うんですが、学校生活していく上で、どこかがやはり何かきっかけがあったというふうに思うんですけども、先日も市町教育委員との懇談会でも不登校の未然防止と居場所づくりというテーマでお話をさせていただきましたが、未然防止がある程度できていれば、きっかけを見つけて、その時々で御対応いただければ、いじめにもいかなかな、暴力行為もそこで止まるかなみたいなことは思うんですが、その辺の日々の学級生活の中で未然防止という観点から、例えばどのような御指導をされているんでしょうか。

蓮瀬個別最適な学び担当課長： 不登校の未然防止、新たに不登校を生まない取組につきましては、安心・安全な学校風土、学級風土の醸成、それから、子供たちが分かったとか、できたとか、もっと学んでみたいというようなと思える授業づくりを進めていくというところで、授業づくりでいえば、授業の中のどこかで、例えば子供たちが自己決定できる場面を設定をしたりとか、子供たちの興味関心に基づいて探究できるような時間を設定したりとかというところが大切かと考えております。ただ一方で、特性上、なかなか授業に入りにくかったりとか、何かのきっかけで学級の中に入りにくいというような状況が生じたときに、やはり校内にスペシャルサポートルームのような部屋があったりとか、学校外に教育支援センター、県でいえばSchool “S” のような場所も準備しておくということが必要ではないかなと考えております。

細川委員： 御説明ありがとうございます。確かに従前は一つのクラスに入って、同じ時間に同じ授業を受け、そういう授業であったというふうに思うんですが、おっしゃったように、個別で少人数で学習を受ける児童生徒さんもいらっしやる中で、いろいろ現場も、そうなると、今度は人的なこととか、あと、スペースが各学校で用意というか、あるかとかいうようなところも含めて、居場所づくりということで、いろいろ御対応いただいているところだと思うんですけども、未然防止に努めているんだけど、学校に行きにくくなったという児童生徒さんがそういうところでしっかり学べるような体制を、本県、取っていただいているんで、どこであろうと学習できる、生活できるというようなところを非常にありがたいな、うれしいなというふうに思っているところであります。しかし、カウントの仕方はありますが、やはり安心・安全な学校生活を保護者の人も児童生徒も望むところでありますから、その辺のところは、やはりしっかり、今おっしゃったような学習の面もありますし、対人関係のこともありますし、いろんなそういう事情を察知されて、それぞれ事案が発生したと同時に早く解決できるというか、早く対応できるという体制を取っていただけたら、数字のこともですけども、学校で楽しい生活ができるということになりましょうから、引き続きそここのところの御努力のほう、御指導のほうもお願いをしたいというふうに思います。以上です。

蓮瀬個別最適な学び担当課長： やはり早期の対応というのは非常に大切なところではないかなと思います。学校の中においては、学級で抱え込まずに、やはり学校組織として対応していくということであるとか、あるいは、養護教諭の専門性であるとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと早めに相談することであるとか、あるいは、学校外の医療機関とか、教育支援センターの専門機関に相談して、どのような支援を行うということが必要なのかというところを一緒に考えて、早期に適切な、そういう児童への個々に応じた支援ができるように、一緒に市町、学校と共に頑張っていきたいと思っております。

菅田委員： 長期欠席とか、不登校というのは、全国基準が一緒なので、全国との比較というふうなことができると思うんですけども、暴力行為といじめというのは、多分県によって全然カウント基準が違ふと以前、お聞きして思うんですが、要は傾向として暴力が多かったり、いじめが多いような気もしないでもないんですけども、いじめは全国平均というか、全国基準よりも低いですよね。これが本当にささいないじめが取り切れてないのか、暴力段階で解決できてるからいじめが少なくなってるのか、これはどちらの傾向があると、そこら辺、把握されてるのか、ちょっとまだ実態が分かってないのか、どういったところでしょうか。

黒田豊かな心と体育育成課長： 件数としては、いじめのほうが多くて、暴力件数のほうが少ない。これは、県ごとに見方、考え方が違って、カウントの仕方がちょっと違うのかもしれないんですけども、そういったことを含めての1,000人あたりの数ということですので、若干答えがずれたことになるかもしれないんですけども、暴力行為を、ささいな暴力行為を拾うことでいじめは確かに減っているというふうに認識しています。いじめについてもきちんと認識しなきゃいけないので、こちら我々としては、ゼロの学校に対しては、本当にいじめはないんですかというような問いかけをしながら、市町や学校にしっかり見るようにという指

導はしていますので、決して全国と比べていじめが1,000人当たりの割合が低いとは私たちも思っていないんです。ですから、県の年推移を見ながら、こういった傾向になっているかということで、検討しながらやっているという状況でございます。軽微な問題行動も上げていかないと、今のいじめは減らないというふうに認識をしておりますので、その点では、広島県としては、この方針で継続して進めていると認識しております。

細川委員： もう1点だけ、中途退学のことでお伺いをしたいんですけども、令和5年度は1,013人の退学者数ということになっております。これ、国公立ですから、全数でしょうけども、退学をした後の進路というんでしょうか、退学した生徒は、その後、どういうふうになっておられるのかというのを御存じでしたら、教えていただきたいんですけど。

黒田豊かな心と身体育成課長： 生徒が学校を続けていくことへの不安や悩みを打ち明けた際には、学校では保護者も含めて面談を繰り返し実施する中で、学校を続けていくことができる生徒も一定数おります。その一方で、やむを得ず進路変更や退学に至る場合がございます。具体的な理由を把握をして、次の進路に向けて踏み出せるための支援を学校では行っております。ですから、退学になると、次に進学をしてないという状況になって、退学をするわけですけども、そういった場合、就職を考えて探していくという場合と、それから、次の進学に向けて準備期間を設けると、こういった場合もございます。ですので、全く退学してから後、何も追跡してないというわけではなくて、いろんな支援ができるようにということで、何らかの形でつながりを持って、高等学校では、県立学校では接しているという状況でございます。この数値、国公立全入が入っておりますので、県立学校の状況については、今のようなことでございます。

細川委員： ありがとうございます。ということであると、退学者の中には、もう一回学び直しをして、上の学校に進みたいとか、資格を取りたいとか、そういう生徒もいらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： そういった状況であると思います。また、先ほどもありましたけども、退学者に対して、県立学校ではアンケートをして、こういった方向でこれから進めるのか、あるいは、退学の理由も聞きながら、学校としては分析をして、少しでも退学者が減らせられるように考えているという状況でございます。

細川委員： 学び直しをしたいという意思のある生徒がいらっしゃるって、それを受け入れようとする高等学校は、例えばどのような働きかけいうんでしょうか、受け入れをしたい、うちに来てもいいよというような、そういうような働きかけというんでしょうか、その生徒へのつながりといいますでしょうか、連絡とか、何かされているんでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： もともと在学していた学校では、先ほどのアンケートに合わせて、進学をしたいという希望があれば、そういった説明を退学時にはしております。それから、受け入れるほうの話ですけども、定員に満たない県立学校では、転入の試験を行うように案内をしていますので、こういった進路先を考えているかによっては、そういったところを紹介したり、あるいは、募集のほうも、受入れのほうもホームページで行っているということでございます。

細川委員： 実際にはそういう生徒は現実に毎年いらっしゃるというふうに理解してよろしいんですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： ちょっと数字は持ち合わせておりませんが、そのように、転入者、それから、転学というのはいくらかの数があります。

細川委員： ありがとうございます。なぜちょっとくどく御質問したかということ、やはり1学年1学級で、生徒数が少ない学校もある中で、いろいろ学び直しについて、その学校で得意とされるといいたいでしょうか、そういう生徒がたくさん在籍されているとすれば、比較的、学び直しの生徒も行きやすかったり、学びやすかったりするかもというふうに思ったものですから、例えばJR線が同じところにある学校だとか、同じ地域にある学校だというような場合は、そういうような高校と退学した生徒の間の連絡などがあるのかなと思ったので、御質問させていただいたということ。今後は、そういう受け入れを積極的にしますよというような高校が、学校があってもいいのかなというようなこともちょっと思いましたので、質問させていただきました。以上です。

篠田教育長： 他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:45)

第 1 号議案 令和 6 年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見につい

て

令和 6 年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見（2 件）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 2 号議案 懲戒処分の指針の一部の改正について

懲戒処分の指針の一部の改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:20)